

廃棄物処理制度専門委員会

適正処理、優良業者育成が論点に

見直しに向けた議論始まる

環境省は廃棄物処理制度専門委員会を立ち上げ、今月19日に初会合を開催した。廃棄物処理制度の検討に向け、同省は主な論点として▽適正処理の推進▽廃棄物処理法に基づく規制措置の見直しおよび優良な処理事業者の育成▽廃棄物の排出抑制・廃棄物処理分野における温暖化対策の強化▽廃棄物等の越境移動の適正化の4点を示した。



専門委員会のもよう

廃棄物処理法の改正は2010年に行われ、11年4月に改正法が施行された。改正法では優良産廃処理業者認定制度の創設や不法投棄の罰則強化などが盛り込まれた。優良産廃処理業者認定制度は業許可の有効期間の延長、環境配慮契約法の入札での扱いが有利になるといったメリットはあるものの、インセンティブが不十分との指摘がある。また、食品廃棄物が不適正に転売された事案の再発防止策、違法な不用品回収業者に対する対策など

でも求められる。会合でも廃棄物該当性の判断、優良産廃処理業者認定制度の在り方について意見が集中した。日本建設業連合会環境委員会の米谷秀子建築副産物部会長は「廃棄物の輸出入を巡る問題にしても廃食品の不正転売事案にしても、廃棄物の該当性判断がポイントになる。重点的に検討してほしい」、東京都環境局の谷上裕資源循環推進部長は「廃棄物該当性を判断する際には処理料金の支払いがあるかを見られている。有償売却できるものは廃棄物として扱いたくない」とした。食品廃棄物の不適正転売事案については、全国産業廃棄物連合会の永井良一副会長は「処理施設の確認や電子マネーの運用、動植物性残さの業種指定について検討する必要がある」とし、優良産廃処理業者認定制度については関西大学の新熊隆嘉経済学部教授から「優良産廃処理業者認定制度と排出事業者責任を結びつけたらどうか。許可の更新時以外にも認定を取り消

す仕組みも必要」といった意見が出された。

次回以降、都道府県や事業者団体などの関係者からのヒアリングや論点・課題の整理を行い、年内をめどに報告書を取りまとめる。